

岡山市風致地区条例

平成21年3月24日

市条例第15号

改正 平成22年10月1日市条例第50号

平成23年9月21日市条例第69号

平成27年12月21日市条例第80号

平成28年12月19日市条例第56号

(目的)

第1条 この条例は、都市計画において定められた風致地区について都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条第1項の規定により、都市の風致を維持するため必要な事項を定めることを目的とする。

(行為の制限)

第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石の類の採取
- (5) 水面の埋立て又は干拓
- (6) 建築物等の色彩の変更
- (7) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）のたい積

2 前項の規定にかかわらず，同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては，同項の許可を受けることを要しない。

(1) 都市計画事業の施行として行う行為

(2) 国，県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為

(3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(4) 建築物の新築，改築又は増築で，新築，改築又は増築に係る建築物若しくはその部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの（新築，改築又は増築後の建築物の高さが，第6条第1項第1号ア（ウ）に定める高さを超えることとなるものを除く。）

(5) 建築物の移転で移転に係る建築物の床面積が10平方メートル以下であるもの

(6) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築，改築，増築又は移転

ア 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物の新築，改築，増築又は移転

イ 水道管，下水道管，井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築，改築，増築又は移転

ウ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台

エ その他の工作物の新築，改築，増築又は移転で，新築，改築，増築又は移転に係る部分の高さが1.5メートル以下であるもの

(7) 面積が10平方メートル以下の宅地の造成等で，高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(8) 次に掲げる木竹の伐採

ア 間伐，枝打ち，整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

エ 仮植した木竹の伐採

オ この項各号及び第4条各号に掲げる行為のため必要な測量，実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

- (9) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第 7 号の宅地の造成等と同程度のもの
- (10) 面積が 10 平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- (11) 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更
- (12) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が 10 平方メートル以下であり、かつ、高さが 1.5メートル以下であるもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - イ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - (ア) 建築物の新築、改築、増築又は移転
 - (イ) 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)その他これらに類する工作物以外のもの新築、改築、増築又は移転
 - (ウ) 高さが 1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う宅地の造成等
 - (エ) 高さが 5メートルを超える木竹の伐採
 - (オ) 土石の類の採取であって、その採取による地形の変更が(ウ)の宅地の造成等と同程度のもの
 - (カ) 建築物等の色彩の変更で第 11号に該当しないもの
 - (キ) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
- ウ 電気通信事業(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 2 条第 4 号の電気通信事業をいう。第 4 条第 25 号において同じ。)又は共同聴取業務(放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 2 条第 3 号の一般放送の業務のうち、有線電気通信設備を用いて行われるもの(第 4 条第 26 号において「有線放送業務」という。))であって、一区域内において公衆によって直接受信されることを目的として、同法第 2 条第 15 号の地上基幹放送を受信し、これを再送信するものに限る。以下この号において同じ。)の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)

のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（共同聴取業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転

工 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

（ア） 建築物の新築、改築、増築又は移転

（イ） 用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置

（ウ） 宅地の造成又は土地の開墾

（エ） 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）

（オ） 水面の埋立て又は干拓

第3条 国、県又は市の機関（次に掲げる法人等を含む。以下この条において同じ。）が行う行為については、前条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国、県又は市の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

（1） 独立行政法人都市再生機構

（2） 国立研究開発法人森林研究・整備機構

（3） 独立行政法人労働者健康安全機構

（4） 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

（5） 独立行政法人水資源機構

（6） 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

（7） 独立行政法人環境再生保全機構

（8） 独立行政法人中小企業基盤整備機構

（9） 独立行政法人国立病院機構

（10） 岡山県土地開発公社

（11） 岡山市土地開発公社

第4条 次に掲げる行為については、第2条第1項の許可を受け、又は前条の協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

- (1) 高速自動車国道若しくは道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) による自動車専用道路の新設 , 改築 , 維持 , 修繕若しくは災害復旧 (これらの道路とこれらの道路以外の道路 (道路運送法 (昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号) による一般自動車道を除く。) とを連絡する施設の新設及び改築を除く。) 又は道路法による道路 (高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。) の改築 (小規模の拡幅 , 舗装 , 勾配の緩和 , 線系の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。) , 維持 , 修繕若しくは災害復旧に係る行為
- (2) 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道 (鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。) の造設 (これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路 (高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。) とを連絡する施設の造設を除く。) 又は管理に係る行為
- (3) 自動車ターミナル法 (昭和 3 4 年法律第 1 3 6 号) によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
- (4) 河川法 (昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号) 第 3 条第 1 項に規定する河川又は同法第 1 0 0 条第 1 項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (5) 独立行政法人水資源機構法 (平成 1 4 年法律第 1 8 2 号) 第 1 2 条第 1 項 (同項第 4 号を除く。) に規定する業務に係る行為 (前号に掲げるものを除く。)
- (6) 砂防法 (明治 3 0 年法律第 2 9 号) による砂防工事の施行又は砂防設備の管理 (同法に規定する事項が準用されるものを含む。) に係る行為
- (7) 地すべり等防止法 (昭和 3 3 年法律第 3 0 号) による地すべり防止工事の施行に係る行為
- (8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 4 4 年法律第 5 7 号) による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- (9) 森林法 (昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号) 第 4 1 条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- (1 0) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (1 1) 森林法第 5 条の地域森林計画に定める林道の新設又は管理に係る行為

- (1 2) 土地改良法 (昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号) による土地改良事業の施行に係る行為 (水面の埋立て及び干拓を除く。)
- (1 3) 地方公共団体又は農業協同組合，森林組合，漁業協同組合その他農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造，林業構造又は漁業構造の改善に必要な事業の施行に係る行為 (水面の埋立て及び干拓を除く。)
- (1 4) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設 (駅，操車場，車庫その他これらに類するもの (以下「駅等」という。) の建設を除く。) 又は管理に係る行為
- (1 5) 鉄道事業法 (昭和 6 1 年法律第 9 2 号) による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設 (駅等の建設を除く。) 又は管理に係る行為
- (1 6) 軌道法 (大正 1 0 年法律第 7 6 号) による軌道の敷設 (駅等の建設を除く。) 又は管理に係る行為
- (1 7) 海岸法 (昭和 3 1 年法律第 1 0 1 号) による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為
- (1 8) 航路標識法 (昭和 2 4 年法律第 9 9 号) による航路標識の設置又は管理に係る行為
- (1 9) 港則法 (昭和 2 3 年法律第 1 7 4 号) による信号所の設置又は管理に係る行為
- (2 0) 航空法 (昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号) による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第 9 6 条に規定する業務の用に供するレーダー若しくは通信設備の設置又は管理に係る行為
- (2 1) 気象，海象，地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (2 2) 漁港漁場整備法 (昭和 2 5 年法律第 1 3 7 号) 第 3 条第 1 号に掲げる基本施設若しくは同条第 2 号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為

- (2 3) 港灣法 (昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号) 第 2 条第 5 項第 1 号から第 5 号までに掲げる港灣施設 (同条第 6 項の規定により同条第 5 項第 1 号から第 5 号までに掲げる港灣施設とみなされた施設を含む。) に関する工事の施行又は港灣施設の管理に係る行為
- (2 4) 国又は地方公共団体が行う有線電気通信設備又は無線設備の設置又は管理に係る行為
- (2 5) 電気通信事業の用に供する線路 , 空中線系又はこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (2 6) 放送法による放送事業の用に供する線路 , 空中線系又はこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為 (有線放送業務に係るものを除く。)
- (2 7) 電気事業法 (昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号) による電気事業の用に供する電気工作物の設置 (発電の用に供する電気工作物の設置を除く。) 又は管理に係る行為
- (2 8) ガス事業法 (昭和 2 9 年法律第 5 1 号) によるガス工作物の設置 (液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。) 又は管理に係る行為
- (2 9) 水道法 (昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号) による水道事業若しくは水道用水供給事業又は工業用水道事業法 (昭和 3 3 年法律第 8 4 号) による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法 (昭和 3 3 年法律第 7 9 号) による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
- (3 0) 道路交通法 (昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号) による信号機の設置又は管理に係る行為
- (3 1) 文化財保護法 (昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号) 第 2 7 条第 1 項の規定により指定された重要文化財 , 同法第 7 8 条第 1 項の規定により指定された重要有形民俗文化財 , 同法第 9 2 条第 1 項に規定する埋蔵文化財又は同法第 1 0 9 条第 1 項の規定により指定され , 若しくは同法第 1 1 0 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

(3 2) 都市公園法 (昭和 3 1 年法律第 7 9 号) による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為

(3 3) 自然公園法 (昭和 3 2 年法律第 1 6 1 号) による公園事業若しくは生態系維持回復事業又は県立自然公園のこれらに相当する事業の執行に係る行為

(3 4) 鉱業法 (昭和 2 5 年法律第 2 8 9 号) 第 3 条第 1 項に規定する鉱物の掘採に係る行為

(許可事項等の変更)

第 5 条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定は、この条例の規定により市長に協議し、又は通知した事項を変更しようとする場合について準用する。

(許可の基準)

第 6 条 市長は、第 2 条第 1 項各号に掲げる行為で次に定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

(1) 建築物等の新築 (第 3 号の移転以外の移転を含む。) 又は増築

ア 建築物 (ウ又は工に該当するものを除く。)

(ア) 当該建築物 (増築の場合にあつては、増築後の建築物) の建ぺい率が 1 0 分の 4 以下であること。ただし、周辺の土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(イ) 当該建築物 (増築の場合にあつては、増築分) の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離 (以下「後退距離」という。) が、1メートル (市長が別に定める区域内にある建築物の市長が別に定める道路からの後退距離にあつては、2メートル) 以上であること。ただし、周辺の土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(ウ) 当該建築物 (増築の場合にあつては、増築部分の建築物) の高さが 8 メートル (市長が別に定める区域内にある建築物にあつては、15メートル以下の範囲内で市長が別に定める高さとする。) 以下であること。ただし、当該建築物 (増築の場合にあつては増築部分の建築物) の位置、規模、形態及び意匠が、新築又

は増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。

(工) 当該建築物(増築の場合にあつては、増築後の建築物)の形態及び意匠が、新築又は増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(オ) 風致を維持するため必要があるときは、当該建築物の敷地について植栽その他の措置を行うものであること。

イ 工作物

当該工作物(増築の場合にあつては、増築後の工作物)の規模、形態及び意匠が新築又は増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

ウ 仮設の建築物等

(ア) 当該建築物等(増築の場合にあつては、増築部分)の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ) 当該建築物等(増築の場合にあつては、増築後の建築物等)の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

エ 地下に設ける建築物等

当該建築物等(増築の場合にあつては、増築後の建築物等)の位置及び規模が、新築又は増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(2) 建築物等の改築

ア 建築物

(ア) 改築後の建築物の高さが改築前の建築物の高さ(その高さが前号ア(ウ)に定める高さ以下のときは、その高さ)を超えないこと。

(イ) 改築後の建築物の形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 工作物

改築後の工作物の規模，形態及び意匠が，改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(3) 建築物等の移転 (同一敷地内の移転に限る。)

ア 建築物

移転の後退距離が第 1 号ア (イ) に定める距離以上であること。ただし，土地の状況により支障がないと認められる場合においては，この限りでない。

イ 工作物

移転後の工作物の位置が移転の行われる土地及び周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(4) 宅地の造成等

次に掲げる要件に該当し，かつ，風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア 宅地の造成等に係る土地について植栽その他必要な措置を行うこと等により行為

後の地_じ貌_{ぼう}が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないこと及び当該区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 木竹が保全され，又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地

の面積に対する割合が 30 パーセント (市長が別に定める区域内においては，30 パーセント未満の範囲内で市長が別に定める割合) 以上であること。ただし，周辺の土地の状況により支障がないと認められる場合においては，この限りでない。

ウ 1 ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては，ア及びイのほか，次に掲げる要件に該当すること。

(ア) 高さが 5 メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないこと。ただし，周辺の土地の状況により支障がないと認められる場合においては，この限りでない。

(イ) 当該区域内の森林で面積が 1 ヘクタール以上であり，かつ，風致の維持上特に必要であるものとしてあらかじめ市長が指定したものの伐採を伴わないこと。

エ 1 ヘクタール以下の宅地の造成等でウ (ア) に規定する切土又は盛土を伴うもの

にあつては，適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生

ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

(5) 木竹の伐採

次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。

ア 第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採

イ 森林の択伐

ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐（前号ウ（イ）の森林に係るものを除く。）であって、伐採区域の面積が 1 ヘクタール以下のもの

(6) 土石の類の採取

ア 採取の方法が露天掘りでないこと。ただし、風致の維持に必要な埋め戻し、植栽等を行う場合は、この限りでない。

イ 採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(7) 水面の埋立て又は干拓

ア 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地^よ貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

イ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(8) 建築物等の色彩の変更

変更後の色彩が当該建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和すること。

(9) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積

たい積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

2 市長は、第2条第1項又は第5条第1項の許可をする場合において風致を維持するため必要と認めるときは、条件を付することができる。ただし、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(立入検査等)

第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第2条第1項各号に掲げる行為について関係人から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件若しくは当該土地における行為の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(監督処分)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、第2条第1項又は第5条第1項の規定によつてした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命じることができる。

(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者

(2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

(3) 第2条第1項又は第5条第1項の許可に付した条件に違反している者

(4) 詐欺その他不正な手段により、第2条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びそ

の期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(罰則)

第 9 条 前条第 1 項の規定による市長の命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 2 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定に違反して、第 2 条第 1 項各号に掲げる行為をした者

(2) 第 6 条第 2 項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 7 条第 1 項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(2) 第 7 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第 10 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

2 この条例の施行日前に岡山県風致地区条例 (昭和 45 年岡山県条例第 27 号) の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成 22 年市条例第 50 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 23 年市条例第 69 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第4号の改正規定は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成27年市条例第80号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年市条例第56号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。